

2023年4月

白井なおこ レポート VOL.18

日野・生活者ネットワークニュース 白井なおこREPORT 発行日：2023年4月15日
発行：日野・生活者ネットワーク 発行責任者：出沼恵美子
〒191-0062 日野市多摩平2-3-12中央日石ビル4階
TEL:042-514-8695 FAX:042-514-8697 E-mail:hino-net@cap.ocn.ne.jp



国際女性デーのイベント(3月4日@新宿アルタ前)に向けて「Break the chain」を練習。暴力の鎖を断ち切ろう!というダンスです。

ジェンダー平等条例を活かしていこう! —セクシャル・ハラスメントが繰り返されないために—



ハラスメントは権力の乱用であり、身体的、心理的な暴力です。いかなるハラスメントも許されません。今回は特に声をあげにくいセクシャル・ハラスメント(セクハラ)に絞って、市立病院の取組みを質問しました。また、市制60周年に関する質問もしました。

再発防止計画で意識の徹底を

市立病院では、過去に被害の相談をしてから実際の調査が始まるまで、1年半以上経過していたことがありました。被害を受けた方の気持ちを想うと、いたたまれなくなります。その後第三者委員会による検証が行われ、**再発防止計画**をつくることが望ましいと指摘がありました。

しかし、その後の計画づくりは、今でも(案)のまま。それで組織的な再発防止が講じられるのか厳しく指摘し、早期作成を求めました。ただし、複数の相談窓口を全職員に周知し、研修も工夫を重ねるなど、対策は進められていることは確認できました。今年に入って同様の件が起きた際には短期間で対応がなされたことは、成果と受け止めています。

ジェンダー平等の視点を

セクハラは、性別等に起因する平等ではない関係性のもとに起きる人権侵害です。だからこそ、どのような環境においても、「ジェンダー平等」を徹底していかなければなりません。

市立病院で働く職員の**約7割**は女性ですが、**意志決定機関**である管理会議の女性比率は**約2割**であ

ることがわかりました。女性の声が反映されにくい構造と言えます。

日野市では「**ジェンダー平等条例**」(*)が4月より施行され、苦情処理窓口も機能します。ハラスメントのない職場環境とするためにも、日野市全体で条例を活かしていくことを求めました。

※「すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」(旧「男女平等基本条例」)の通称。日野ネットも提案していました。

市制60周年を 気候変動対策の分岐点に!

今年は市制60周年です。気候変動対策に本腰を入れる日野市として、市民が築き上げてきた「**緑と清流のまち**」を見つめ直す機会にもなるよう、提案しました。

市民の直接請求で「**日野市環境基本条例**」が作られたことを、皆さんはご存じでしょうか。約30年もまえに、持続可能な資源循環型社会を目指していたのです。日野市ではこれから気候市民会議も開催されますが、「**緑と清流のまち**」を守ってきた歴史を振り返ることは、**気候変動対策**のはじめの一歩にもつながります。改めて、日野市の魅力を再発見し、ともに未来のために行動を起こす60周年にしていくことを求めました。

また、広報ひのの表紙にもある市民公募で選ばれた60周年のロゴマークは、マンホールにしよう!と提案しました。

